

市有地売却に係る一般競争入札説明書

1 入札物件

物件番号	所在地	地目	地籍	最低売却価格
1	牧園町高千穂3869番地4	宅地	1,313.98㎡	17,870,128円
2	福山町福山4705番地4	宅地	1,336.11㎡	15,098,043円

2 入札参加資格及び条件

入札に参加できる者は、個人・法人を問わず次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 地方自治法第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する本市職員に該当しないこと。
- (3) 居住する(所在する)市区町村の税金(住民税、固定資産税など)に未納の税額がないこと。ただし、霧島市に納税義務のある税金がある場合は、その未納がないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団および同条第6号に規定する暴力団員に該当しないこと。
- (5) 市に入札参加申込書を提出して参加資格を有していること。

3 入札参加申込み

- (1) 申込書配布期間(入札説明書等の配布も含む。)

令和5年7月10日(月)から令和5年8月18日(金)までの間
午前8時15分から午後5時まで
(ただし、土日祝日を除く。)

- (2) 申込書提出期限

令和5年7月10日(月)から令和5年8月18日(金)までの間
午前8時15分から午後5時まで
(ただし、土日祝日を除く。)

- (3) 申込書配布場所及び提出先

霧島市役所 総務部 財産管理課(霧島市役所行政庁舎本館 4階)

※郵送による受付も行うが、郵送の場合も 令和5年8月18日(金)午後5時までに必着とする。

※申込書(様式1)、入札書(様式2)、委任状(様式3)は、霧島市ホームページからも取得可。

- (4) 提出書類(提出した書類は、返却しません。)

- ① 入札参加申込書(様式1)
- ② 代理人による入札をしようとするときは、入札前に委任状(様式3)を提出すること。
- ③ 添付書類(個人のアを除き、申込の日前3か月以内に発行されたもの又は、その写しとする。)

個人	法人
ア 身分証等(運転免許証、健康保険被保険者証等)の写し	ア 法人登記簿謄本の写し
イ 自治体の発行する身分証明書の写し	イ 霧島市に税の未納がないことがわかる証明書(滞納なし証明書)(令和4年度分)
ウ 霧島市に税の未納がないことがわかる証明書(滞納なし証明書)(令和4年度分)	ウ 霧島市以外に所在している場合は所在している自治体に税の未納がないことがわかる証明書(令和4年度分)
エ 霧島市以外に居住している場合は居住している	

4 入札参加資格の確認

入札参加申込後、申込者の入札参加資格の有無について確認し、結果を 令和 5 年 8 月 30 日 (水)
までに、入札参加資格審査結果通知書により通知する。

5 現地説明会

現地説明会は実施しないため、物件調書を参考に事前に現地を確認してください。

6 入札保証金

- (1) 入札参加者は、入札しようとする物件につき、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納入すること。ただし、入札参加者が保険会社との間に本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したときは、入札保証金の納入を免除する。
- (2) 入札保証金は、本市が発行する納入通知書により入札開始前までに納入すること。
- (3) 入札保証金を支払うための納入通知書は、建築住宅課で発行するため、入札参加資格審査結果通知書を受け取った後に建築住宅課に納入額の連絡をすること。
- (4) 入札保証金は、落札しなかった者には後日、返却する。ただし、利息は付さない。
- (5) 落札者の入札保証金は、契約締結時まで市で保管する。ただし、利息は付さない。また、契約保証金にこれを充当することができる。

7 入札書提出期限及び提出先

予定価格(最低売却価格)を公表しており、入札の公平性、競争性を保つため、入札参加人数を非公開とし郵便入札とする。

- (1) 日時 令和 5 年 9 月 20 日 (水) 午後5時までに必着とする。
- (2) 場所 霧島市役所 総務部 財産管理課(霧島市行政庁舎本館 4階)

8 入札に必要な書類等

- (1) 入札書(様式2)
- (2) 身分証等(運転免許証、健康保険被保険者証等)
- (3) 入札保証金納入時の領収書
- (4) 入札保証金還付請求書

9 入札の方法及び落札者の決定方法

- (1) 「一般競争入札」により、有効な入札を行った者のうち、入札書に記入された金額が、霧島市が定めた最低売却価格以上で、最高の価格をもって入札したものと売買契約を締結する。
- (2) 落札者となるべき入札者が2人以上いる場合は、くじによって落札者を決定する。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する場合、入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者の入札
- (2) 2以上の入札書(代理人として提出する入札書を含む。)による入札
- (3) 入札書の記載事項及び印等に不備がある入札
- (4) 金額を訂正した入札
- (5) 電報又は電送による入札
- (6) 明らかに談合によると認められる入札
- (7) 入札に際し不正な行為があると認められた入札
- (8) 最低売却価格未満での入札

11 開札

- (1) 日時 令和5年9月21日(木)午前10時
- (2) 場所 霧島市役所 本館 4階 401会議室
開札に立ち会うこともできるが、午前10時までに入室すること。

12 契約保証金

- (1) 落札者は、令和5年10月5日(木)(契約期限)までに契約保証金として売買代金の100分の10以上を納入すること。(入札日までに納入された入札保証金を売買代金に充当することができる。その際、契約保証金と入札保証金の差額を請求することとする。)
- (2) 契約保証金は、本市が発行する納入通知書により、契約締結日までに納入すること。
- (3) 本市との売買契約締結後、落札者が契約上の義務を履行しない場合、契約保証金は本市に帰属する。

13 契約締結

- (1) 落札者は、令和5年10月5日(木)までに契約を締結すること。
- (2) 契約は、実印で行うので契約締結時に印鑑証明書を提出すること。
※印鑑証明書は契約締結日の3か月以内に発行されたものに限る。また、印鑑証明書は返却しないものとする。

14 売買代金の納入

- (1) 落札者は、契約を締結した翌日から起算して30日以内に売買代金全額(売買代金から契約保証金を除いた金額)を納入すること。(契約保証金と入札保証金の差額を請求することとする。)

15 所有権の移転等

- (1) 売買代金が完納されたときに所有権移転があったものとし、物件を引き渡すこととします。
- (2) 所有権移転登記は本市が行い、落札者には登記識別情報通知をお渡しします。
- (3) 所有権移転登記に必要な登録免許税、その他本契約の締結及び履行に必要な一切の費用は買受人の負担となります。
- (4) 買受人は、買受物件の所有権移転登記前に、その物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。

16 用途の制限

- (1) 落札者は、契約締結の日から5年を経過するまでの間、売買物件を風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途に使用してはならない。
- (2) 落札者は、売買物件について暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する団体の事務所等の用に供してはならない。

17 その他

- (1) 入札結果として、落札金額は、霧島市ホームページに掲載する。
- (2) 契約及び所有権移転登記その他に伴う費用は、落札者の負担とする。
- (3) 現物と公簿面積との数量が符号しない場合でも、これを理由として契約の締結を拒むことはできない。また、売買代金の清算も行わない。
- (4) 物件については、物件調書に概略を記載していますが、物件は現状有姿での引渡しとなりますので、必ず事前に現地を確認し、法令等に基づく規制や諸条件等について関係機関へ問い合わせ等の調整を行ってください。
- (5) 注意事項
 - ① 使用する印鑑は、提出書類全てに同じものを使用すること。ただし、契約書は実印とすること。
 - ② 法人の場合は、社印と代表者印を押印すること。

- ③ 入札金額は、算用数字で、消えないペン又はボールペンで記入すること。
- ④ 入札金額を書き損じた場合は、新たな用紙に書き直すこと。

18 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

(1) 入札に関すること

〒899-4394 霧島市国分中央三丁目45番1号
霧島市役所 総務部 財産管理課 財産活用グループ
(代表)電話番号 0995-45-5111(内線1333)

(2) 契約及び物件に関すること

霧島市役所 建設部 建築住宅課 住宅グループ
(代表)電話番号 0995-45-5111(内線2811)